

規 則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第六十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号を次のように改める。

二 氏名、生年月日、性別及び本籍地都道府県（日本国籍を有していない者については、その国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。））

様式第七号を次のように改める。

様式第 7 号（第 8 条関係）

第 号

合 格 証 書

本 籍 地 都 道 府
県 名（国 籍 等）
（ 氏 名 ）
年 月 日生

年 月 施行の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 3 6 条の 8 第 1 項の登録販売者試験に合格したことを証する。

年 月 日

埼玉県知事 印

様式第八号及び様式第九号中「~~図~~」を「~~図~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（次項において「旧規則」という。）に定める様式（様式第七号を除く。）による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則様式第七号による合格証書は、改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則様式第七号による合格証書とみなす。